国土交通省
近畿地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau

Press release

令和８年１０月２７日１４時００分
資料配付　福知山河川国道事務所

由良川で採取した樹木の受取希望者を"公募"します
～資源の有効活用を図る取り組み～

〇由良川で伐採した樹木の受け取りを希望される企業や団体、個人の方を公募します。
〇採取された樹木は、薪などの燃料や農業資材などに利用することが出来ます。

【公募概要】　由良川で発生した伐採木を、処分費のコスト縮減･木材資源の有効活用を目的に、伐採木の受取希望者を公募するものです。

【公募期間】　令和8年10月27日（火）～令和8年11月26日（木）
※応募者から受取者を選定後通知します。

【配布期間】　令和9年2月1日（月）～令和9年2月26日（金）

【配布場所】　綾部市位田町地先（由良川左岸）資材置場
（詳細については別添資料のとおり）

【応募方法】　応募様式に必要事項を記載の上、下記担当窓口まで郵送して下さい。
※募集要領は、福知山河川国道事務所ホームページに掲載します。
福知山河川国道事務所 HP https://www.kkr.mlit.go.jp/fukuchiyama/

【そ の 他】　詳細は別添資料をご確認ください。

【問合せ先】
・申込に関すること　：福知山河川国道事務所　工務第一課　設計係
・受取に関すること　：福知山河川国道事務所　福知山出張所
〒620-0875 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14
電話　0773-22-5104（代表）

＜取扱い＞ ――――――――――

＜配布場所＞福知山市政記者クラブ、綾部新聞記者クラブ、舞鶴市記者会、
宮津市政記者クラブ

＜問合せ先＞ 国土交通省　近畿地方整備局　福知山河川国道事務所
副所長（河川）　稲垣（いながき）　茂人（しげと）
TEL:0773-22-5104（代表）　FAX:0773-22-9384

配布する樹木の概要について

受取公募

由良川の河川内樹木の受取を希望される方を公募します。



受渡し場所（綾部市位田町地先）

主な配布樹木

・ナラ
・クヌギ
・クスノキ等

木材の大きさ

・直径：10cm～50cm程度
・長さ：100cm程度

公募期間：令和8年10月27日（火）～　令和8年11月26日（木）

配布期間：令和9年2月1日（月）～　令和9年2月26日（金）

土日含む１０：００～１２：００、１３：００～１６：００

※福知山河川国道事務所HPでも情報掲載しています。

（福知山河川国道事務所ＨＰ：https://www.kkr.mlit.go.jp/fukuchiyama/ ）

申込に関する問い合わせ先

福知山河川国道事務所　工務第一課　設計係

〒620-0875 福知山市字堀小字今岡2459-14 TEL:0773-22-5104

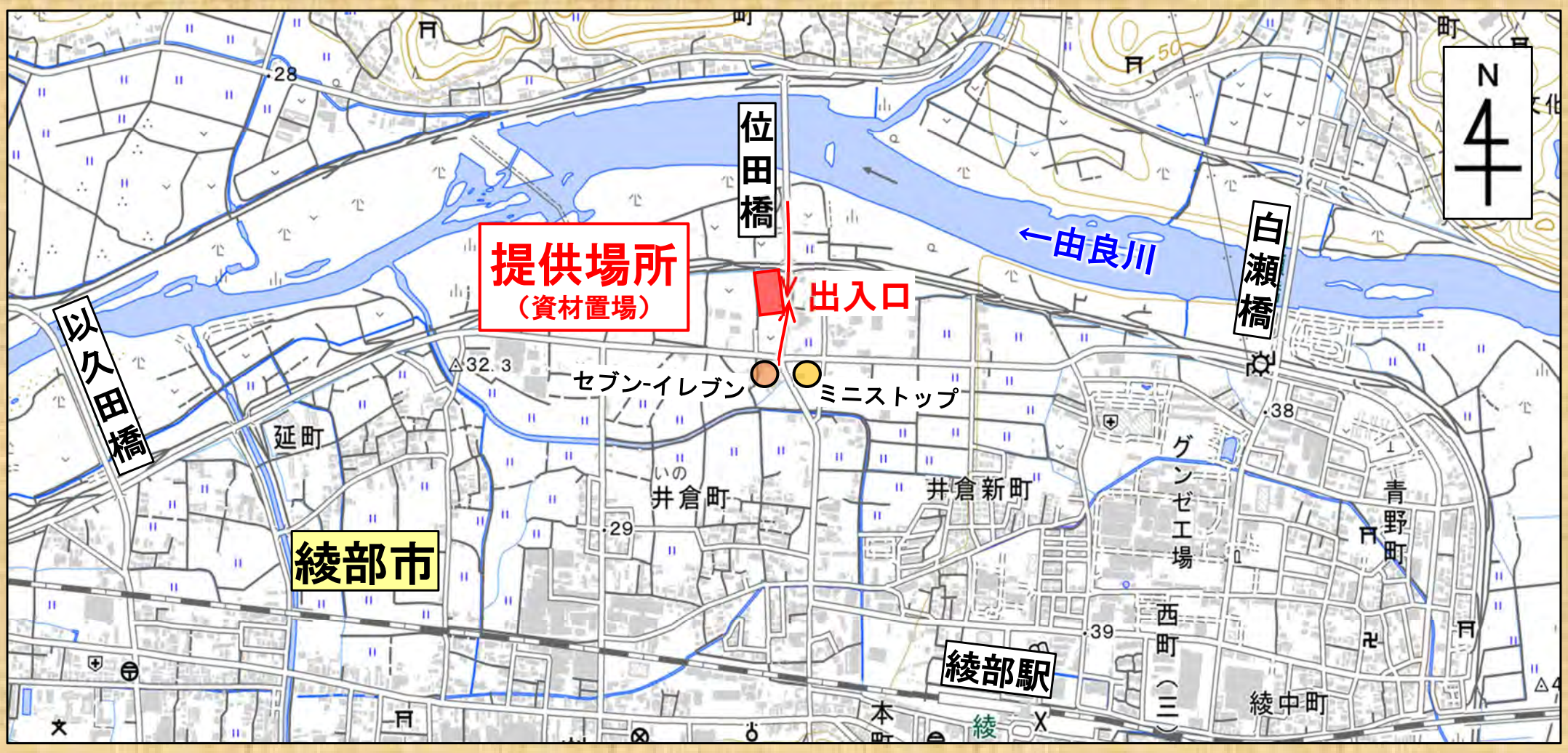
（直通:0773-23-4923）

伐採木の提供場所

◆綾部市位田町地先（由良川左岸）



◆提供場所までのアクセス



◆受取に関する問い合わせ先

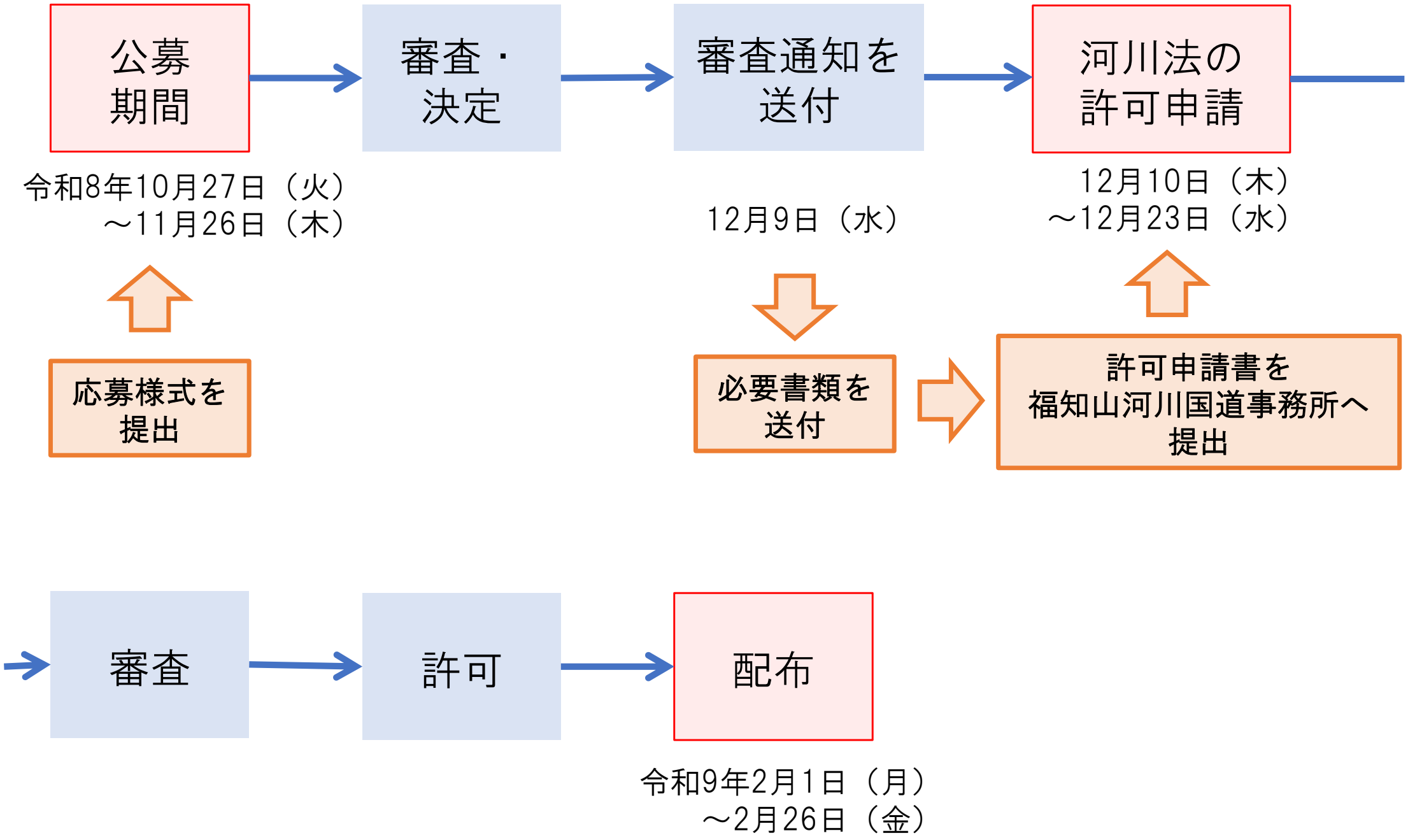
国土交通省　近畿地方整備局

福知山河川国道事務所　福知山出張所

TEL：0773-22-2861（代表）　　担当：青木出張所長

公募概要

■公募配布スケジュール



留意点

①応募様式は福知山河川国道事務所HPからダウンロードしてください。

②事前に配布伐採木の確認を行ったうえで応募をお願いします。

③決定後に河川法の許可申請が必要となります。

（必要な書類は審査通知と一緒に送付します）

④必要な機材等は個人で準備をお願いします。

⑤作業の際の進入については福知山出張所と調整をお願いします。

⑥作業上の安全管理は自己責任でお願いします。

⑦詳しくは福知山河川国道事務所ホームページを確認してください。

⑧当日、体調の悪い方の参加は控えるように注意してください。

⑨受取ヤード内での、チェーンソーを使用しての作業はご遠慮ください。

令和 8 年 10 月 27 日
近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長

福知山河川国道事務所管内 公募型河川区域内樹木受取公募 募集要領

１．目的

国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所では、河川維持管理や環境上の支障となる河川内の樹木について適宜伐採を実施している。しかしながら樹木伐採には相当の費用を要することから、コスト縮減あるいは木材資源の有効活用を図ることが求められており、このたび、河川区域内樹木の受取を希望する事業者（企業・団体・個人を問わない）を募るものである。

事業者の選定に際しては公平性・透明性・客観性を重んじるために、樹木の受取を希望する事業者を公募によって選定し、河川法第 25 条の規定に基づく河川区域内樹木の受取を行うものである。

２．応募の概要

（１）応募から搬出までの流れ

樹木を搬出することを希望する者は、この「福知山河川国道事務所管内 公募型河川区域内樹木受取公募 募集要領」（以下、「募集要領」とする。）に記載された内容に従い応募書類を作成し、後述の応募方法に従い応募書類を提出することとし、選定のうえ結果は応募者へ通知する。

選定された受取申請者は、河川内の樹木を受け取るため、河川法第 25 条に基づく許可申請手続きを行うこと。なお、申請手続きについては、選定後に書類を送付する。

選定された受取申請者は、河川法第 25 条の許可を受けた後に、受取作業に着手することができる。なお、応募にあたっては、事前に配布伐採木を確認のうえ応募すること。

福知山河川国道事務所ホームページ：https://www.kkr.mlit.go.jp/fukuchiyama/

（２）搬出の方法

〇河川管理者が伐採、集積した樹木を受取申請者が受け取ること。

〇受取に必要な重機、トラックなどは公募場所まで進入させることが可能。

（３）公募のスケジュール

公募にかかる手続き、搬出等のスケジュールは以下のとおりとする。

① 公募期間　　：令和 8 年 10 月 27 日（火）～令和 8 年 11 月 26 日（木）
② 申し込み締め切り　：令和 8 年 11 月 26 日（木）
③ 質問書の提出期限　：令和 8 年 11 月 12 日（木）
④ 選定結果の通知　　：令和 8 年 12 月 9 日（水）

⑤ 河川法の申請期間　：令和 8 年 12 月 10 日（木）～令和 8 年 12 月 23 日（水）
⑥ 審査・許可期間　：令和 8 年 12 月 24 日（木）～令和 9 年 1 月 29 日（金）
⑦ 受取期間　：令和 9 年 2 月 1 日（月）～令和 9 年 2 月 26 日（金）

3.「受取公募」の応募方法

（1）公募期間

令和 8 年 10 月 27 日（火）～令和 8 年 11 月 26 日（木）

（2）公募への参加資格

以下のいずれにも該当しない者であること

イ 過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
ロ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条又は第 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
ニ 直近 1 年間の税を滞納している者
ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
ヘ その他福知山河川国道事務所長が不適当と判断する者

（3）応募方法

別紙の応募様式（様式-1）に以下の内容を記入のうえ、公募期間内に下記の送付先まで郵送にて提出して下さい。（令和 8 年 11 月 26 日（木）必着）

①応募様式（様式-1）に記入する内容

イ 応募者の氏名（法人の場合は代表者名）、住所および連絡先
※応募者の選定結果の通知及び選定後の連絡にのみ使用します。
ロ 受取を希望する伐採木の使用目的
ハ 受取の計画
ニ 受け取る樹木の数量
ホ 受取希望期間
ヘ 参加資格の合致状況

※個人情報については、個人情報保護法を遵守し、適正な管理および保護に努めます。

②送付先

・住所 〒620-0875 京都府福知山市字堀小字今岡 2459-14
・担当者　福知山河川国道事務所 工務第一課 設計係 宛
（電話 0773-22-5104（代表））

③質問書の提出

質問書の提出期限は、令和 8 年 11 月 12 日（木）必着とする。

上記期間内に福知山河川国道事務所 工務第一課 設計係 宛に、必要事項を質問書（様式-2）に記入のうえ郵送すること。回答は公募期間内に福知山河川国道事務所ホームページで回答する。

質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合がある。

（４）選定方法の概要

①受取者の決定方法

応募書類をもとに、受取の計画及び受取希望期間等について評価のうえ選定する。

なお、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のため、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施することがある。

②選定結果通知

令和 8 年 12 月 9 日（水）15 時以降の郵送による。

審査結果に対して疑問がある応募者は、選定結果通知日から 1 週間以内に文書で質問することができる。

なお質問書の提出は、募集要領「（３）応募方法 ②送付先」に提出すること。

（５）受取場所と樹種、樹径等の情報

受取場所：綾部市位田町地先（別紙参照）

樹種：ナラ、クヌギ、クスノキ等

樹径：10～50cm 程度

長さ：100cm 程度

（６）受取期間

令和 9 年 2 月 1 日（月）～令和 9 年 2 月 26 日（金）

※土日含む 10:00～12:00、13:00～16:00

（７）受取にあたって実施すべき安全対策等の内容

受取ヤード内での受取作業においては、関係法令を遵守するものとし、安全対策について疑義が生じた場合は、福知山出張所に確認すること。また、作業において、樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を行うこととする。

なお、受取時に第三者に及ぼした影響について、当事務所は一切の責任を負わない。

（８）河川法第 25 条の許可の際に必要とする申請書類

本公募の選定通知を受けた者は、速やかに次の関係書類を添えて福知山河川国道事務

所に河川法第 25 条の規定に基づく申請を行い、許可を受けるものとする。

①河川法第 25 条申請書類

・河川占用許可申請書

・事業の計画概要

・位置図

・平面図

・河川現況写真

②申請書送付先

・住所 〒620-0875 京都府福知山市字堀小字今岡 2459-14

・担当者 福知山河川国道事務所 河川管理課 審査担当 宛

(電話 0773-22-5104(代表))

（９）その他注意事項

① 配布数量には限りがございます。

② 採取者は、河川管理者が定める採取期間において、河川法、同法施行令及びその他の関係法令の規定並びに許可に付された許可条件を遵守し、採取するものとする。

③ 伐採木は天候の影響により、提供時に濡れている場合がある。

④ 提供する伐採木で、転売等の営利目的に使用せず、申込者限りで利用するものとし、第三者に譲渡することを禁ずる。

⑤ 提供する伐採木は、防虫処理等は無く品質や樹種は様々である。

⑥ 提供後の返却には応じることが出来ない。また、違法行為(不法投棄等)の無いよう、申込者の責任において適切に管理すること。

⑦ 台風等の影響で悪天候が予想される場合は、提供を中止する場合がある。

⑧ 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。

⑨ 受取ヤード内での、チェーンソーを使用しての作業はご遠慮ください。

以上

様式－１

応　募　様　式（搬出公募）

令和　　年　　月　　日

福知山河川国道事務所長 宛

応募者
住所 〒

氏名
（会社名）

令和 8 年 10 月 27 日付けで公募された、「福知山河川国道事務所管内　公募型河川区域内樹木受取」について応募します。

記

１．受取希望する木の使用目的（　　）

２．受取を希望する河川産出物の種類　　伐採木（雑木）

３．受取の計画
以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

（受取方法）　□ 人力
□ 重機（　　）

（運搬方法）　□ トラック（　　t）
□ その他の方法（　　）

（安全対策）　□ 別添１の【安全対策遵守事項】を遵守します。

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

４．受け取る樹木の数量

概ね　（　　）　本

５．受取希望期間

作業予定期間　：　　月　　日（　）～　月　　日（　）（のうち　　日間）を予定

６．応募者の連絡先

連絡先（携帯可）：

緊急連絡先　　：

メールアドレス　：

なお、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

７．公募採取の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記載。

□ 過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。

□ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条又は第 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

□ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

□ 直近 1 年間の税を滞納している者ではない。

□ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

別添１【安全対策遵守事項】

（作業時服装）・作業に適した服装を着用し、ヘルメットや手袋等の安全対策を講じる。

（大雨・強風）・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。

（資機材管理）・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。

（隣接者調整）・他の作業車の支障とならないよう搬出通路上には車輌を駐車しない。

（有事対応）・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
・消防署、警察署、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
（申請者以外の現場作業者にも登録して貰う）
・事故（ケガを含む）発生時には福知山出張所に必ず連絡する。
・作業現場内および搬出過程における事故については、国土交通省は一切の責任を負いません。

連絡先：福知山出張所　0773-22-2861（平日）
福知山河川国道事務所　0773-22-5104（土・日・祝）

（法令遵守）・運搬する際は、交通法規を遵守する。（差し枠、過積載等の禁止）

（そ　の　他）・冬場でも熱中症にかかるおそれがある為、こまめに水分、塩分休憩を取り、無理して作業は行わない。
・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。（二日酔いも含む）
・作業箇所周辺に人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。
・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

以上

様式－２

福知山河川国道事務所管内　公募型河川区域内

樹木受取に関する質問書

令和　　年　　月　　日

福知山河川国道事務所
工務第一課　設計係　宛

令和８年１０月２７日付けで公募された「福知山河川国道事務所管内 公募型河川区域内樹木受取」について、質問書を提出します。

質問内容

氏名：

住所：

電話番号：